

「障がい者差別の解消を目指して」 ～知っておきたい合理的配慮～ ～学習会のご案内～

趣 旨：平成26年の障害者権利条約の批准を契機に、平成28年4月1日に障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が施行されました。

この法律では、国、都道府県、市町村などの行政機関や、会社、店などの民間事業者が、障害のある人に対して障害を理由とした差別をすることを禁止し、障害のある人から行政機関や民間事業者に対して、社会にある生活のしづらさ（バリア）を取り除くための対応を求められた場合には、合理的配慮を行うことと負担の重すぎない範囲で対応すること（事業者は対応に努めること）とされています。

そこで、何が差別にあたり、合理的配慮とはどのようにすればよいのか、事例や当事者の声を通して共に学び理解することを目的として、この研修会を開催します。

日 時：平成29年12月7日(木)午後1時30分から4時頃

会 場：なんなんひろば 松南地区公民館 大会議室
(松本市芳野4番1号)

内 容：**第1部 講演「事例から学ぶ合理的配慮」**

講師 長野県障がい者支援課
障がい者差別解消推進員 依田 哲郎 氏

第2部 シンポジウム

「当事者の体験から学ぶ差別と合理的配慮」

障がいの有る方や、参加者の方から差別や合理的配慮に係る体験について発言をいただき、法律、行政、福祉の専門家からご意見をいただきます。

対 象 者：制限はありません。

※会場の都合上、定員になり次第締め切らせていただきます。

申込方法：別紙参加申込書に必要事項を記入の上、下記の連絡先までEメールもしくはFAXでお申込み下さい。

申込期限：平成29年11月24日(金)まで

開催団体：松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 権利擁護部会

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会
電話 0263-78-7203 FAX0263-78-7204
Eメール kyougikai@comet.ocn.ne.jp

ファックス 0263-78-7204

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 事務局 佐藤宛て
(送信表は不要です)

学習会参加申込書

※所属や職名については事業所等で参加される方のみご記入下さい。

参加者		
職名	氏名	参加にあたり配慮が必要なこと

所属		申込担当者	
電話番号		FAX 番号	
Eメールアドレス			

日常の中で、差別や合理的配慮について疑問に感じている事等があればご記入下さい。
学習会当日にご回答をさせていただきます。

--

※多数のご質問を頂いた場合、時間の関係で全てのご質問に対応することができない
ことがございますのでご理解ください。